

安城市自治基本条例改正案パブリックコメント意見募集結果

1 意見募集の概要

- (1) 意見募集期間 令和2年6月1日(月)～令和2年6月30日(火)
- (2) 周知の方法 広報あんじょう(6月1日号)及び市公式ウェブサイト
- (3) 閲覧場所 企画政策課窓口、市民交流センター、図書情報館(アンフォーレ内)、あんぱーく、あんステップ、保健センター、柿田公園管理事務所内「エコきち」、教育センター、文化センター及び各地区公民館、青少年の家、市民会館、東祥アリーナ安城(市体育館)及びマーメイドパレス、市民ギャラリー、社会福祉会館及び各福祉センター、市公式ウェブサイトにも掲載
- (4) 意見を提出できる人 ①市内に在住・在勤・通学している ②市内に事業所などを有する ③市内で活動している ①～③いずれかに該当する人
- (5) 意見提出方法 住所・氏名とご意見を記入し、持参か郵送、ファクス、電子メールで企画情報課まで提出

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出人数 1名
- (2) 意見総数 7件
- (3) 提出方法 郵送1件
- (4) 結果の公表 広報あんじょう(8月1日号)、企画政策課窓口、市民交流センター、図書情報館(アンフォーレ内)、あんぱーく、あんステップ、保健センター、柿田公園管理事務所内「エコきち」、教育センター、文化センター及び各地区公民館、青少年の家、市民会館、東祥アリーナ安城(市体育館)及びマーメイドパレス、市民ギャラリー、社会福祉会館及び各福祉センター、市公式ウェブサイト

【意見区分】

- A: ご意見を受けて加筆・修正したもの (件)
 B: ご意見の考え方が現行案に含まれていたもの (件)
 C: 現行案とおりにしたもの (4件)
 D: 案に関連する質問など (3件)

3 提出された意見及び市の考え方について

番号	ご意見の概要（基本は原文どおり）	市の考え方	計画への反映	意見区分									
1	「第2条 他の条例、規則その他の規程は、この条例の趣旨を尊重して定められるものとしします。」について 誰にでも分かるように何が趣旨かをはっきり明記したほうが良いと思います。趣旨を勝手に解釈して条例等の制定・改廃をする可能性があります。	安城市自治基本条例の趣旨は、第1条に規定されており、市民参加と協働によるまちづくりを推進し、自立した地域社会を実現する点にあります。なお、本条例には逐条解説が作成されています。今回の条例改正に併せて、関連する箇所を改正することを予定しており、第2条の解説において、改めて上記の本条例の趣旨を記載することを予定しています。	左記の市の考え方に基づき改正案は従前のままとさせていただきます。	C									
2	「第2条 他の条例、規則その他の規程は、この条例の趣旨を尊重して定められるものとしします。」について 文末を「ですます」ではなく、「である。とすること」等に変更することを提案致します。（これはすべての条文に言えることです。）現状の文末は前文と本文（条文）が「ですます」で、附則が「施行する、行うものとする」です。前文は宣誓文のようなもので、このままでいいですが、文末は安城市の他の条例及び本条例の附則と同じ「である、する（こと）」の方が違和感がないと思います。	安城市自治基本条例は、市民に親しみやすく分かりやすい条例となるよう、条例本則を敢えて「です・ます」調で規定していることから、改正する必要はないものと考えますので、ご理解よろしくお願ひします。	左記の市の考え方に基づき改正案は従前のままとさせていただきます。	C									
3	「第9条 1 その担い手としての自覚を持ちます。 3 次世代に引き継がれるよう配慮します。」と責任規定が削除されたことについて 下記の関連する箇所も修正した方がよいのではないのでしょうか。	各主体の果たすべき役割を宣言的に規定するものとして「責務」という用語を使用しており、法的な義務を伴う「責任」とは違う意味合いで使用していることから、改正する必要はないものと考えますので、ご理解よろしくお願ひします。	左記の市の考え方に基づき改正案は従前のままとさせていただきます。	C									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>《改定案》</th> <th>《修正意見》</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1条</td> <td>「市民の権利及び責務並びに」</td> <td>「市民の権利及び自覚並びに」</td> </tr> <tr> <td>第3章 第2節</td> <td>「市民の責務」</td> <td>「市民の自覚」</td> </tr> </tbody> </table>		《改定案》	《修正意見》	第1条	「市民の権利及び責務並びに」	「市民の権利及び自覚並びに」	第3章 第2節	「市民の責務」	「市民の自覚」			
	《改定案》	《修正意見》											
第1条	「市民の権利及び責務並びに」	「市民の権利及び自覚並びに」											
第3章 第2節	「市民の責務」	「市民の自覚」											

4	<p>「第26条 市長は、社会状況の変化に照らし、又は5年を超えない期間ごとに市民参加と協働の推進状況について規則で定める附属機関の意見を聴き、必要があると認める場合は、」について</p> <p>上記の文章は「照らし」がどこにつながるのか、何の「必要がある」かが分かりにくいので下記の文章を提案致します。</p> <p>「市長が社会状況の変化に照らして本条例を見直す可能性があるとした場合、又は5年を超えない期間毎に見直す場合、市長は市民参加と協働の進捗状況について規則で定める附属機関の意見を聴くこと。その結果、市長が見直す必要があると認めた場合は、」</p>	<p>第26条の改正趣旨は、①社会状況の変化に照らし必要があると認める場合又は②5年を超えない期間ごとに市民参加と協働の推進状況について規則で定める附属機関の意見を聴き必要があると認める場合、のいずれかの場合において、市長が市民参加のもとにこの条例を検証することにあります。したがって、現在の改正案が適当であり、変更する必要はないものと考えますので、ご理解よろしくお願ひします。</p>	<p>左記の市の考え方に基づき改正案は従前のままとさせていただきます。</p>	C
5	<p>前文について</p> <p>前文に表題がありません。前文の冒頭に文字で「前文」を追記した方がいいのではないのでしょうか。</p>	<p>前文については、条文の前に「前文」という表記を用いないことが通例であり、現在の記載方法が適当であると考えます。</p>	-	D
6	<p>第3条について</p> <p>用語と説明文の間にはコロンを入れたほうが分かりやすいと思います。</p>	<p>現在の規定は、法令における用語の定義の規定方法としては、通例です。また、コロンは、通常法令中には用いられず、これを用いるとかえって混乱する可能性があると考えます。</p>	-	D
7	<p>用語の「市民」については「市民等」などに変更して頂けないでしょうか。</p> <p>「市民」はどうしても住民・納税者という意味を強く感じてしまいます。しかし、まちづくりにはより多くの方々の係り合いが必要になりますので、住民・納税者だけでなく多くの方々が含まれていることをイメージとしても明確にするため「市民」ではなく「市民等」の方がいいと思います。</p> <p>他には、広義市民、市民及び関係者、市民と甲乙丙（甲乙丙はそれぞれに定義する）、まちづくり人、協働市民、担い手市民、多様な市民、A市民、甲結局、定義するので何でもいいですが、「市民」だけはやめてください。</p>	<p>安城市自治基本条例では、住民はもとより安城市に関する幅広い人々を「市民」という用語で定義しております。このような人々を指すものとして、ご意見のような用語を使用することも可能とは考えますが、敢えて現在の「市民」という用語を改正する必要はないと考えます。</p>	-	D